

全てのケア労働者の処遇改善と人員確保につながる施策の実行を求める意見書

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況にあるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年2月の診療報酬・介護報酬等の改定に、賃上げ財源に特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、政府が報酬改定に盛り込んだという「2024年度に2.5%、2025年度に2%のベースアップ」を実現するための財源は、掲げた目標を実現するにさえ不十分である。また、2024年春闘において、他産業で5%以上の賃上げが実現する中、政府の目標自体がそもそも低く、ケア労働者の賃金水準は、令和4年度において全産業平均との差は、年額約76万円、月額約7万円と大きく下回り、改善する状況に至っていません。

今、医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が広がっており、毎年約5万人の介護人材が不足する見通しで、この背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低い賃金体系があります。コロナ禍で経験したように、入院が必要な患者を受け入れられない、あるいは、介護サービスが利用できないなどの悪循環が出現しはじめ「医療崩壊」や「介護崩壊」の危険性が高まってきています。人材不足のために、「崩壊」を繰り返さないよう医療・介護労働者への緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

物価高騰などによる日常生活の不安定や苦慮が続く中、ケア労働者が労働実態に見合う賃金を確保しなければ、施設をはじめ患者や利用者の安全・安心を確保する医療や介護を保障できない状況です。

政府には、ケア労働者の現状と課題を真摯に把握し、賃上げや労働改善などの必要性を更に認識してもらい、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を、再度実効性を伴う形で実施してもらう必要があります。

私たちは、政府の責任で、全てのケア労働者の処遇改善と人員確保、医療・介護事業の安定的な維持・発展のため、下記の施策の実現を強く求めます。

記

- 1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の処遇改善と人員確保につながるよう、政府の責任において、公費負担による追加・拡充の賃上げなど必要な支援策を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

長野県駒ヶ根市議会

【提出先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣